

下水道の敷地占用許可申請について

1. 申請書類

- ① 下水道の敷地占用許可申請書
- ② 誓約書（申請種別により3種類必要な場合があります）
- ③ 下水道の敷地全幅占用同意書（全幅占用申請する場合に必要です）

2. 添付書類

- (1) 上記1の申請書類に添付する書類として、境界確定図の写しを添付すること。
- (2) (1)のほか、占用目的が架橋通路・工事用足場・工事用仮囲いの場合は、設置する施設の図面（断面図・平面図・立面図）の写しを、給水管布設の場合は、水道局に提出する図面の写しを添付すること。

3. 提出部数等

申請書類及び添付書類各1部を1件書類としてまとめ、3部提出すること。

4. 連帯保証人

占用許可申請には、連帯保証人が必要です。

5. 申請内容

- (1) 占用目的には、次のようなものがあります。
 - ① 給水管布設 ② ガス管理設 ③ 通路 ④ 架橋通路
 - ⑤ 工事用足場・仮囲い ⑥ 現場仮設事務所
- (2) 占用許可できる下水道の敷地の幅は、原則として半幅です。

下水道の敷地の全幅占用を希望される方は、下水道の敷地の対側土地所有者若しくは対側土地占有者の承諾を得たうえで、下水道の敷地全幅占用同意書1通を提出してください。
- (3) 給水管布設・ガス管理設の申請については、布設する管の外径×延長を記入してください。

（埋設のための掘削面積ではありません）

また、占用料を免除することができますので、免除を希望される方は、申請書の欄外に「占用料を免除願います。」と記載し、申請者の捺印をしてください。

6. 占用調査手数料

申請時に、申請1件につき1,100円（現金）が必要です。（占用料は別途必要です。）

7. 申請先

下水道の敷地（行政区）を管轄している方面管理事務所へ申請してください。

連絡先

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号（ATCビル1TM棟6階）
大阪市建設局管理部管理課（☎06-6615-6642～4）

下水道の敷地占用許可申請書

平成 年 月 日

大阪市長 様

申請者住所

.....(所在地).....

氏名

.....(名称及び代表者の氏名).....[Ⓜ]

電話番号 (.....)

連帯保証人住所

.....(所在地).....

氏名

.....(名称及び代表者の氏名).....[Ⓜ]

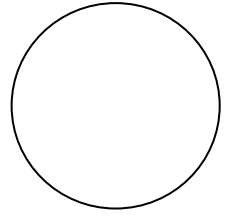
電話番号 (.....)

下水道の敷地を占用したいので、大阪市下水道条例第18条第3項の規定により、
次のとおり申請します。

占用の場所			
占用の期間	平成 年 月 日から	平成 年 月 日まで	
占用の目的			
敷地の概要	面積		m ²
	長さ		m
	幅		m
担当者の氏名 及び連絡先	担当者氏名 電話番号 (.....)		

(裏面)

位 置 図



占用箇所明細図

誓約書 1

誓約書

平成 年 月 日

大阪市長 様

申請者

住 所

氏 名 印

連帯保証人

住 所

氏 名 印

貴市所管の下記下水道の敷地の占用許可をうけたうえは、次の許可条件を遵守します。
万一違背した場合は、貴市においてどのような措置をされても決して異議の申し立ては
いたしません。

後日のため誓約します。

記

1. 場 所 大阪市 区

平成 年 月 日から

2. 期 間

平成 年 月 日まで

3. 目 的

4. 面 積

m²

許可条件

1. 許可した占用目的以外には使用しないこと。
2. 占用地のしゅんせつ、修繕その他必要により、本市の係員が立入調査もしくは作業する時は、これを拒否し、又は異議の申し立てをしないこと。
3. 占用期間中でも、本市の都合により許可を取消されても異議の申し立てをしないとともに、指定期日内に原状回復のうえ、本市の検査を受けて返還すること。
4. 権利の譲渡又は転貸並びに担保に供さないこと。
5. 占有者が相続により占有権を承継し、又は占有者、保証人の住所、氏名並びに保証人の異動があったとき又は期間満了の場合は直ちに届出ること。
6. 占有者が占有区域、期間又は目的を変更しようとするときは、改めて占有許可申請をすること。
7. 占用料は本市が指定した期日までに必ず納付すること。
8. 占用地返還の届出を怠ったときは、届出をした日までの占用料納付の義務を負うこと。
9. 大阪市下水道条例及び同施行規則並びに本許可条件に基く義務履行に必要な費用はすべて占有者の負担とすること。
10. 本占有に起因して、第三者に損害を及ぼした場合は、すべて占有者の責任で措置すること。
11. 占有に際し工事を必要とする場合は、着手前に沿道市民に対し、工事の内容、期間工法等を十分説明し協力を得ること。また、騒音、振動等を発生させないように留意し、これらの苦情については占有者において迅速かつ誠実に処理すること。
12. 占有に際しては、下水道施設に損傷を与えないよう必要な処置を講ずるとともに、本市係員の立会指示に従うこと。
13. 工事着手前に 方面管理事務所 工営所に、工事着手届を提出するとともに、工事概要を説明のうえ、その指示を受けること。また、工事完了にあたっては、速やかに完成届を提出すること。

誓約書

平成 年 月 日

大阪市長 様

申請者

住 所

氏 名 印

貴市所管の下記下水道の敷地に.....を
設置し占有していますが、貴市の必要な場合はいつでも撤去いたします。

万一撤去しないときは、貴市においてどのような措置をされても異議の
申し立てはいたしません。

後日のために誓約します。

記

1. 場 所 大阪市.....区.....

誓約書

平成 年 月 日

大阪市長 様

申請者

住 所

氏 名 (印)

貴市所管の下記下水道の敷地に占用許可を受けて工作物を設置しておりますが、占用許可期間満了の際にはすみやかに本工作物を撤去し、原形に復旧いたします。

万一撤去しない場合には、請負金の支払いを保留されても決して異議の申し立てはいたしません。

後日のために誓約します。

記

1. 場 所 大阪市 区

平成 年 月 日から

2. 期 間

平成 年 月 日まで